

平成31年度 市民税・県民税計算のしくみ

$$\begin{array}{l} \text{所得金額} - \text{所得控除額} \\ \text{(課税標準)} \end{array} \times \begin{array}{l} \text{税率①} \\ \text{税率②} \end{array} - \begin{array}{l} \text{税額控除 (配当③+調整⑤+寄附金⑦)} \\ \text{税額控除 (配当④+調整⑥+寄附金⑧)} \end{array} + \begin{array}{l} \text{均等割⑨} \\ \text{均等割⑩} \end{array} = \begin{array}{l} \text{市民税} \\ \text{県民税} \end{array}$$

(所 得 割) + (均 等 割) = (年 税 額)

所得割

- ①市民税 6%
- ②県民税 4%

均等割

- ⑨市民税 3,500円
- ⑩県民税 1,500円
(平成26年度～平成35年度)

分離譲渡所得の税率

区分	市民税	県民税
長期譲渡	3%	2%
短期譲渡	5.4%	3.6%

課税標準

◇給与所得の計算の仕方

A 給与等の収入金額 円 → 申告書の「1 収入金額等」の「カ」の欄の金額を転記してください。「A」の金額を下の表にあてはめて計算し、申告書の「2 所得金額」の⑥の欄にその金額を転記してください。

Aの金額	給与所得の金額
650,999円以下	0円
651,000円～ 1,618,999円	(A - 650,000円) 円
1,619,000円～ 1,619,999円	969,000円
1,620,000円～ 1,621,999円	970,000円
1,622,000円～ 1,623,999円	972,000円
1,624,000円～ 1,627,999円	974,000円

Aの金額	給与所得の金額
1,628,000円～ 1,799,999円	(B × 2.4) 円
1,800,000円～ 3,599,999円	(B × 2.8 - 180,000円) 円
3,600,000円～ 6,599,999円	(B × 3.2 - 540,000円) 円
6,600,000円～ 9,999,999円	(A × 0.9 - 1,200,000円) 円
10,000,000円以上	(A - 2,200,000円) 円

◇公的年金等の計算の仕方

A 公的年金等の収入金額 円 → 申告書の「1 収入金額等」の「キ」の欄の金額を転記してください。「A」の金額を下の表にあてはめて計算し、申告書の「2 所得金額」の⑦の欄に転記して計算してください。

昭和29年1月2日以後に生まれた方 (65歳未満)	
Aの金額	公的年金等の雑所得の金額
700,000円以下	0円
700,001円～ 1,299,999円	(A - 700,000円) 円
1,300,000円～ 4,099,999円	(A × 0.75 - 375,000円) 円
4,100,000円～ 7,699,999円	(A × 0.85 - 785,000円) 円
7,700,000円以上	(A × 0.95 - 1,555,000円) 円

昭和29年1月1日以前に生まれた方 (65歳以上)	
Aの金額	公的年金等の雑所得の金額
1,200,000円以下	0円
1,200,001円～ 3,299,999円	(A - 1,200,000円) 円
3,300,000円～ 4,099,999円	(A × 0.75 - 375,000円) 円
4,100,000円～ 7,699,999円	(A × 0.85 - 785,000円) 円
7,700,000円以上	(A × 0.95 - 1,555,000円) 円

◇生命保険料控除の計算の仕方

平成24年1月1日以降の契約			平成23年12月31日以前の契約		
区分	支払保険料	控除額	区分	支払保険料	控除額
生命保険 個人年金 介護医療	12,000円以下	支払保険料の全額	生命保険 個人年金	15,000円以下	支払保険料の全額
	12,001円～32,000円	支払保険料 × 1/2 + 6,000円		15,001円～40,000円	支払保険料 × 1/2 + 7,500円
	32,001円～56,000円	支払保険料 × 1/4 + 14,000円		40,001円～70,000円	支払保険料 × 1/4 + 17,500円
	56,001円以上	28,000円		70,001円以上	35,000円

それぞれの保険契約につき、上記の計算式から算出し、計算してください。各区分の計算方法は同じです。
平成24年1月1日以降の契約については生命保険・個人年金・介護医療分の合計で上限7万円、平成23年12月31日以前の契約は生命保険・個人年金分の合計で7万円が限度額となります。
※契約が両方ある場合…控除額は合計できますが、平成24年1月1日以降の契約の上限となります。

◇地震保険料控除額の計算の仕方

- 支払保険料が地震保険契約だけの場合 …… 地震保険料の1/2 (限度額25,000円)
- 平成18年12月31日までに契約した保険料が長期損害保険契約だけの場合 (経過措置) ……
 - ①5,000円以下 …… 支払保険料の全額
 - ②5,000円～15,000円 …… 支払保険料 × 1/2 + 2,500円
 - ③15,000円以上 …… 一律10,000円
- 支払保険料が地震保険料と長期損害保険料の両方ある場合 …… 上記1・2の合計額 (限度額25,000円)